平成２１年（再ロ）第２号
沖縄県沖縄市泡瀬４丁目47番７号
再生債務者　渡慶次賀睦
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月４日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月18日から平成21年８月25日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１号
宮城県石巻市川口町３丁目３番28号
再生債務者　佐々木　悟
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年５月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月24日まで
平成21年６月15日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２１年（再ロ）第１号
岩手県大船渡市三陸町綾里字野々前45番地
再生債務者　細谷セツ子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月29日まで
平成21年７月８日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（再ロ）第４号
佐賀県唐津市佐志1207番地45
再生債務者　平山多鶴子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月５日まで
平成21年７月８日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２０年（再ロ）第２９号
宮崎県宮崎郡清武町池田台北29番地332
再生債務者　吉留　勇次
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年５月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月５日まで
平成21年７月８日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再ロ）第３３号
沖縄県豊見城市字我那覇187番地の11
再生債務者　上原　　卓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月７日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（再ロ）第７号
宮崎県都城市山田町山田4370番地
再生債務者　内村　直美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月８日
宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成２０年（再ロ）第１９号
鹿児島市吉野町9204番地14
再生債務者　向井　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２０年（再ロ）第２０号
鹿児島県鹿児島市田上町5505番地26
再生債務者　袈谷　直幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第４号
新潟県見附市今町２丁目14番104号
再生債務者　樺澤　　聡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月８日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２１年（再ロ）第１号
滋賀県長浜市法楽寺町293番地20
再生債務者　松村　雅樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月７日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第４号
大阪府河内長野市楠町東1640番地の20
再生債務者　和田　孝行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１号
佐賀県唐津市北波多岸山510番地46
再生債務者　岩野　龍男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月８日　佐賀地方裁判所唐津支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第４号
熊本県合志市栄454番地
再生債務者　赤池　暁一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成21年７月８日
熊本地方裁判所民事第１部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第１項の規定により、次の免許状は取上げ処分を行った。
平成21年７月16日　　長崎県教育委員会
1　氏名　山下　　徹　本籍地　長崎県
⑴　中学校教諭一種免許状（数学）
免許状の番号　平４中一種第201号
授与年月日　平成５年３月25日
授与権者　長崎県教育委員会
⑵　高等学校教諭一種免許状（数学）
免許状の番号　平４高一種第238号
授与年月日　平成５年３月25日
授与権者　長崎県教育委員会
⑶　中学校教諭専修免許状（数学）
免許状の番号　平６中専第58号
授与年月日　平成７年３月24日
授与権者　広島県教育委員会
⑷　高等学校教諭専修免許状（数学）
免許状の番号　平６高専第97号
授与年月日　平成７年３月24日
授与権者　広島県教育委員会
2　取上げ年月日　平成21年６月12日

官公庁から会社へ

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月二十四日
掲載頁　一一四頁（号外第八十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十九日
掲載頁　一一五頁（号外第一二八号）
平成二十一年七月十六日
東京都八王子市横山町二二五番六号
（甲）株式会社総合臨床サイエンス
代表取締役　飯田　尚希
東京都渋谷区代々木四丁目二九番四号
（乙）株式会社エビデンスセンター
代表取締役　川出　勝朗